

令和 5 年度

小牧市下水道事業会計予算書



小牧市議会議案第37号

令和5年度小牧市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度小牧市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 接続戸数      | 51,300 戸                  |
| (2) 年間総排水量    | 17,155,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均排水量   | 46,872 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業 |                           |
| 污水管渠整備事業      | 857,056 千円                |
| 雨水施設整備事業      | 184,002 千円                |
| 農業集落排水施設整備事業  | 111,662 千円                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|             | 収 | 入            |
|-------------|---|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 |   | 3,198,259 千円 |
| 第1項 営業収益    |   | 1,357,095 千円 |
| 第2項 営業外収益   |   | 1,841,153 千円 |
| 第3項 特別利益    |   | 11 千円        |
|             | 支 | 出            |
| 第1款 下水道事業費用 |   | 3,148,194 千円 |
| 第1項 営業費用    |   | 3,021,645 千円 |
| 第2項 営業外費用   |   | 124,839 千円   |
| 第3項 特別損失    |   | 1,210 千円     |
| 第4項 予備費     |   | 500 千円       |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額434,963千円は、当年度分損益勘定留保資金434,963千円で補填するものとする。)

| 収   |          | 入           |
|-----|----------|-------------|
| 第1款 | 資本的収入    | 1,491,291千円 |
| 第1項 | 企業債      | 365,000千円   |
| 第2項 | 負担金      | 175,218千円   |
| 第3項 | 出資金      | 589,734千円   |
| 第4項 | 他会計負担金   | 119,138千円   |
| 第5項 | 固定資産売却代金 | 1千円         |
| 第6項 | 補助金      | 242,200千円   |
| 支   |          | 出           |
| 第1款 | 資本的支出    | 1,926,254千円 |
| 第1項 | 建設改良費    | 1,306,764千円 |
| 第2項 | 企業債償還金   | 619,440千円   |
| 第3項 | 過年度返還金   | 50千円        |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項           | 期 間                | 限 度 額    |
|---------------|--------------------|----------|
| 水洗化改造資金利子補給   | 令和5年度から<br>令和8年度まで | 千円<br>87 |
| 経営健全化検討支援委託事業 | 令和5年度から<br>令和6年度まで | 2,101    |
| 公共柵等設置事業      | 令和5年度から<br>令和6年度まで | 15,000   |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

| 起債の目的    | 限度額           | 起債の方法              | 利率  | 償還の方法  |
|----------|---------------|--------------------|---|--|
| 公共下水道事業  | 千円<br>194,400 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 4.5以内<br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借り<br>入れる政府<br>資金及び地<br>方公共団体<br>金融機構資<br>金につい<br>て、利率の<br>見直しを行<br>った後にお<br>いては、当<br>該見直し後<br>の利率) | 政府資金について<br>は、その融資条件に<br>より、銀行その他の<br>場合にはその債権<br>者と協定するもの<br>による。ただし、企<br>業財政の都合によ<br>り据置期間及び償<br>還期限を短縮し、若<br>しくは繰上償還又<br>は低利債に借り換<br>えすることができる。 |
| 流域下水道事業  | 107,800       |                    |   |  |
| 農業集落排水事業 | 62,800        |                    |   |  |
| 計        | 365,000       |                    |   |  |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

137,343千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、375,082千円である。

令和5年2月24日提出

小牧市長 山下 史守朗

